令和3年度における関税率及び関税制度の改正等

令和2年12月10日 関税•外国為替等審議会 関税分科会 財務省関税局

令和3年度関税改正に関する答申(案)の概要

- I 令和3年度関税改正を巡る諸情勢
- Ⅱ 令和3年度関税改正についての考え方
 - 1. 暫定税率等の適用期限の延長等
 - (1) 暫定税率の適用期限
 - (2) 特別緊急関税制度
 - (3) 加糖調製品に係る暫定税率
 - (4) 沖縄に係る関税制度上の特例措置
 - 2. 個別品目の関税率の見直し
 - (1) ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋(PVC手袋)の関税率の見直し
 - (2) 2,6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル(NDC)の関税率の見直し
 - (3) メタ-フェニレンジアミン(MPDA)の関税率の見直し
 - 3. 特恵関税制度の適用期限の延長
 - 4. HS条約の改正に応じた関税率表の改正
 - 5. 災害等による納期限等の延長制度の拡充
 - 6.税関関係書類における押印義務の見直し
 - 7. 通関時における関税等の納付手段の多様化
 - 8. 電子帳簿等保存制度の見直し
- Ⅲ 引き続き検討すべき事項

I 令和3年度関税改正を巡る諸情勢

新型コロナウイルス感染症への対応

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、世界的に貿易額は減少し、我が国の入国者数、船舶・航空機入港数は大幅減。一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた個人の電子商取引の活用もあり、航空貨物の輸入件数は大幅に増加。
- 財務省及び税関は、新型コロナウイルス感染症がもたらした変化に的確に対応し、適切な 関税率の設定・関税制度の整備等を行うとともに、税関の使命を着実に果たしていく必要。
- 引き続き、新型コロナウイルス感染症による需給の変化等を踏まえた関税率の検討、感染 リスクを減少させるための非接触型の通関の拡大、さらにはデジタル時代の貿易実務に対 応した税関関係手続の環境整備等を進めていくことが重要。

<u>東京オリンピック・パラリンピック競技大会への対応</u>

- 来年は東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されており、迅速な通関を確保する必要がある一方、テロ対策や覚醒剤等の密輸阻止の観点から、より厳正な水際取締りを行う必要。
- 税関の体制の整備・充実、先端技術を活用した検査機器の導入、事前情報等の活用を一層 進めていくことが重要。

経済連携協定等に係る取組み

- 本年10月に日英包括的経済連携協定に、11月には地域的な包括的経済連携(RCEP)協定に署名がなされた。これらの協定の発効後には我が国の貿易総額に占める経済連携協定等が発効済・署名済の国・地域との貿易額の割合は約8割となる。
- 貿易関係者への説明を積極的に実施するなど経済連携協定の一層の利用促進に取り組むと ともに、これらの協定を前提とした関税政策の検討や関税制度・執行体制の整備を進めて いくことが重要。

Ⅱ 令和3年度関税改正についての考え方①

1. 暫定税率等の適用期限の延長等

(1) 暫定税率の適用期限

- 暫定税率は、政策上の必要性等から適用期限を定めて設定されている。
- 令和3年3月31日に適用期限が到来する416品目について、国内生産者・消費者等に及ぼす影響、国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮し、その適用期限を令和4年3月31日まで延長することが適当。

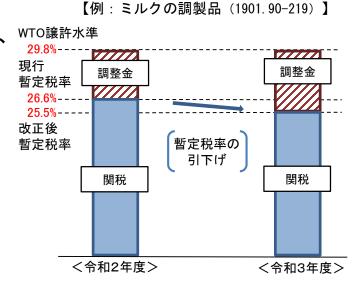
(2) 特別緊急関税制度

● 特別緊急関税制度は、対象品目が国際交渉の対象となり得るものであり、国際交渉の状況を 予断なく注視する必要があること、引き続き国内産業を保護する必要があることから、令和 3年3月31日に到来する適用期限を令和4年3月31日まで延長することが適当。

Ⅱ 令和3年度関税改正についての考え方②

1. 暫定税率等の適用期限の延長等

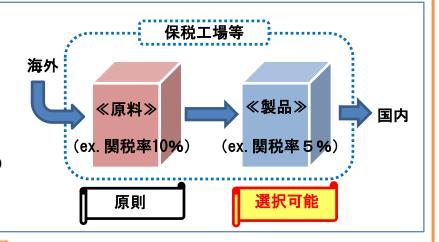
- (3) 加糖調製品に係る暫定税率
- 糖価調整制度は、甘味資源作物に係る農業所得の確保、国内産糖の製造事業の経営安定等を通じて、国内産糖の安定的な供給の確保を図ることにより、国民生活の安定に寄与することが目的。
- 加糖調製品と国産の砂糖に価格差が認められること、国産の砂糖の需要量が減少する中においても加糖調製品の輸入量の減少幅は相対的に小さいこと、甘味資源作物の生産費削減に努めていること、農林水産省が糖価調整制度の目的に照らして国内産糖への支援に充当する調整金を拡大する方針であること等を総合的に勘案。
 - ・加糖調製品のうち6品目(ココアの調製品、ミルクの調製品等)について、調整金の拡大が可能となるよう、令和3年度のTPP11税率の設定状況等を踏まえ、暫定税率を引き下げることが適当。
 - ※加糖調製品に係る暫定税率の検討に当たっては、毎年度、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果等について農林水産省に説明を求め、検証することが適当。さらに、加糖調製品と国産の砂糖に関する今後の中長期的な在り方及びその実現に向けた具体的取組についても、消費者の視点も踏まえつつ、農林水産省に説明を求めることが適当。



Ⅱ 令和3年度関税改正についての考え方③

1. 暫定税率等の適用期限の延長等

- (4) 沖縄に係る関税制度上の特例措置
- 選択課税制度は、国際物流拠点産業集積地域の保税工場等において、外国貨物を原料として製造される製品について、原料課税か製品課税かを輸入者が選択できる制度。
- 国際物流拠点産業集積地域における企業誘致等の 観点から一つの魅力となっている。



● 選択課税制度は、沖縄振興特別措置法に基づく国際物流拠点産業集積地域の税制上の特例措置の一環であること等を踏まえ、沖縄振興特別措置法の適用期限である令和4年3月31日まで1年間延長することが適当。

Ⅱ 令和3年度関税改正についての考え方④

2. 個別品目の関税率の見直し

ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋(PVC手袋)

- PVC手袋は、医療・介護現場等において、感染症対策や汚物処理等の場面で使用。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、世界的にPVC手袋の需要が増加し、輸入価格が上昇。
- PVC手袋の輸入価格の上昇に伴う医療・介護現場等の負担を軽減する観点から、関税率を無税とすることが適当。
- 今後の新型コロナウイルス感染症の流行状況やPVC手袋の国内生産の動向等を踏まえる必要があることから、暫定税率により措置することが適当。

2,6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル(NDC)

- NDCは石油由来の化学物質であり、データ記録用テープ素材、医薬品用容器及び給食用食器 等に使用されているポリエチレンナフタレート樹脂の原料。
- NDCは日本国内で生産されておらず、近年、価格が上昇している中、最終製品の製造コスト増加を抑制する等の観点から、基本税率を無税とすることが適当。

メタ-フェニレンジアミン(MPDA)

- MPDAは石油由来の化学物質であり、消防用防火服、自動車エンジン向けギア用基材等に使用されているメタ系アラミド繊維の原料。
- MPDAは日本国内で生産されておらず、近年、価格が上昇している中、最終製品の製造コスト 増加を抑制する等の観点から、基本税率を無税とすることが適当。

Ⅱ 令和3年度関税改正についての考え方⑤

3. 特恵関税制度の適用期限の延長

- 特恵関税制度とは、UNCTADでの合意に基づき、開発途上国の経済発展を支援するため、開発 途上国からの輸入産品の関税率を無税あるいは低税率とする制度。
- 本制度は、昭和46年の制度導入以来、10年ごとに延長されてきており、令和3年3月31日に適用期限が到来。

- 特恵関税制度は、開発途上国の開発支援は引き続き重要であること、開発途上国へ投資等をする企業の予見可能性を確保する必要があることを踏まえ、従来の措置と同様、適用期限を令和13年3月31日まで10年間延長することが適当。
- ただし、以下の課題については、特恵関税制度対象国からの輸入の実態や特恵関税制度の 政策効果等の分析・検証を行った上で、必要に応じ、諸外国における運用等も踏まえ、適 用期限にとらわれず対応を検討し、制度改正を行うことが適当。

(課題)

- ・他の先進国と比較して特恵関税制度の利用率が低調である
- ・米国やEUと異なり経済連携協定を締結した国や地域に対しても引き続き特恵関税制度を 適用しており、制度が複雑化している
- ・WTO原産地規則委員会において、後発開発途上国向けの特恵関税制度を中心に、原産地 規則が他国に比べて厳格であり、特恵利用の阻害要因となっていると指摘されている

Ⅱ 令和3年度関税改正についての考え方⑥

4. HS条約の改正に応じた関税率表の改正

- 関税率表は、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」(HS条約)附属 書の品目表(HS品目表)に基づいて作成。
- 令和元年6月の世界税関機構(WCO)総会において採択されたHS品目表の改正案が、本年1月 にHS条約締約国により受諾され、令和4年1月1日から適用される。

● HS品目表の改正に応じて、関税率表を改正することが適当。

Ⅱ 令和3年度関税改正についての考え方⑦

5. 災害等による納期限等の延長制度の拡充

- 現行制度上、関税においては、災害発生後、告示により地域を指定し、納期限等を延長できる制度(地域指定による期限延長)が存在。
- 一方、国税においては、同様の地域指定によるほか、納税者等の申請に基づき期限延長をすること(個別指定による期限延長)や、e-Taxの使用不能等により期限までに納付等をすることができない者の範囲を指定して期限延長をすること(対象者指定による期限延長)が可能。
- 国税と同様の個別指定による期限延長を可能とすれば、適時かつきめ細やかな対応が可能。また、 国税と同様の対象者指定による期限延長を可能とすれば、NACCSがサイバー攻撃等により使用 不能になる等の場合にも、機動的な対応が可能。
- 関税においても、国税と同様の個別指定による期限延長及び対象者指定による期限延長を可能と することが適当。
- また、災害等が発生した場合の指定地外検査許可手数料等の還付、軽減又は免除についても、 上記の期限延長に係る措置に合わせてその適用範囲を拡大することが適当。

Ⅱ 令和3年度関税改正についての考え方⑧

6. 税関関係書類における押印義務の見直し

- 税関関係手続のうち、法律・政令・省令・通達において押印を求めているものの大部分については、 NACCSによりデジタル化が図られており、実態として押印が不要となっているものの、一部の手 続については押印が必要。
- 行政のデジタル化、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、既に実態として押印が不要となっている手続も含め、改めて押印の必要性を精査し、原則として押印義務を廃止することが適当。

7. 通関時における関税等の納付手段の多様化

- 商業貨物等の通関においては、現金納付のほか、オンライン・リアルタイム口座振替方式やマルチペイメントネットワーク方式によるキャッシュレス納付が可能。
- 我が国に入国する旅客等の携帯品等については、当該通関の手続を選択することによりこれらの キャッシュレス納付が可能であるが、簡易な通関手続による場合の納付手段は現金納付となって いる。
- 旅客等の利便性の向上、通関の更なる円滑化及び非接触型の決済による新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、クレジットカードやスマートフォンを利用した小口のキャッシュレス納付を可能とし、納付手段を多様化することが適当。

Ⅱ 令和3年度関税改正についての考え方⑨

8. 電子帳簿等保存制度の見直し

- 貨物を業として輸出入する者は、関税関係帳簿書類を保存する義務がある。この帳簿書類は、電子的に保存することも可能であるが、所定の要件を満たした上で承認を受ける必要があり、電子帳簿等の利用は限られている。
- 令和3年度税制改正においては、内国税の電子帳簿等保存制度について、(1)電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化、(2)スキャナ保存制度の要件緩和及び不正行為に係る担保措置の創設、(3)電子取引に係るデータ保存制度の要件の見直し等が行われることとなっている。
- 関税においても、関税関係帳簿書類の電子的保存に係る負担の削減を図るとともに、円滑な事後調査のための適切な保存を推進する観点から、内国税の見直しと同様に、(1)電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化、(2)スキャナ保存制度の要件緩和及び不正行為に係る担保措置の創設、(3)電子取引に係るデータ保存制度の要件の見直し等の適正化を行うことが適当。

Ⅲ 引き続き検討すべき事項

海外の事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化

- 近年、越境電子商取引の進展に伴い、海外事業者と日本国内の個人との間の直接取引による模倣品(特に商標権関連)の輸入が増加。
- 商標法等(特許法、実用新案法、意匠法及び商標法をいう。以下同じ。)の規定上、個人使用目的での模倣品の輸入は商標権等(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。以下同じ。)の侵害にならないこととされているため、当該取引に係る個人使用目的の模倣品は、税関での取締対象となっていない。
 - (参考)近年、税関の認定手続において、輸入者から、個人使用目的であることを理由に争う旨の 申出が提出される件数が増加
- 現在、商標法等において、海外事業者が国内の者に模倣品を直接送付する行為を商標権等の侵害行為と位置づける法改正が検討されている。

● 商標法等の改正が行われた場合、その施行と同時に、当該侵害に係る物品について税関で水際 取締りを実施することが必要であるため、必要な制度改正について速やかに検討することが適当。